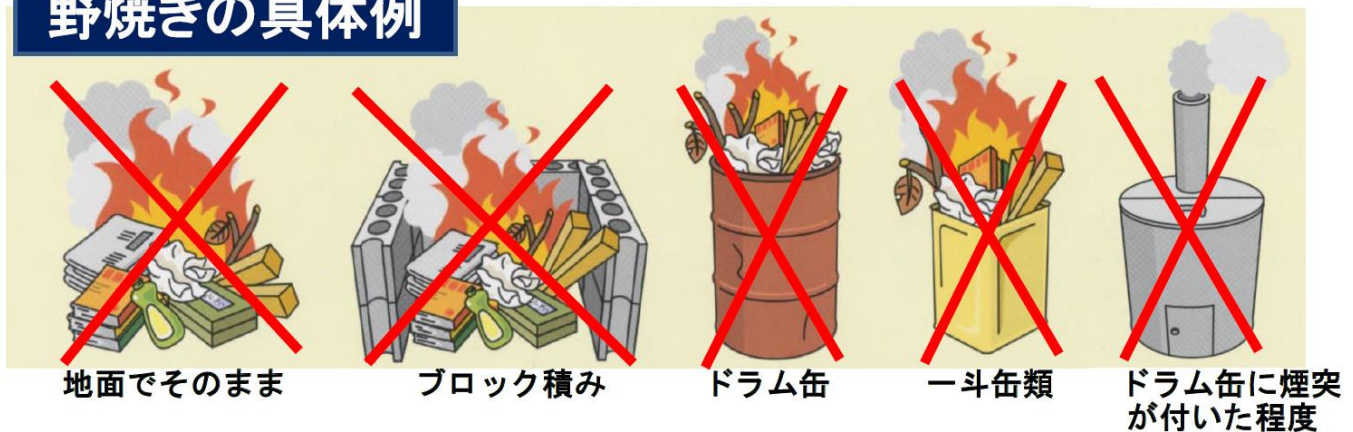


# ゴミの野焼きは禁止されています！！

廃棄物（ごみ）を屋外で燃やす行為（野焼き）は、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

「野焼き」は、周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、家屋や山林に燃え広がり火災につながるおそれもあるので、ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。

## 野焼きの具体例



## 「野焼き」は犯罪です！！

野焼きをした人は5年以下の懲役、1000万円以下の罰金（法人は3億円以下）に処されることがあります。「昔から燃やしている」「自分ひとりくらいはいいだろう」と簡単に考えて罰則を受けるケースもありますのでご注意ください。

みんなで協力して、快適な生活環境を守りましょう！

### 【問い合わせ先】

産業廃棄物の規制指導に関すること	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課	03-5388-3589
	東京都多摩環境事務所廃棄物対策課	042-528-2694
ばい煙等の規制指導に関すること	東京都環境局環境改善部規制指導課	03-5388-3492
	東京都多摩環境事務所環境改善課	042-523-0238
	奥多摩町環境整備課環境係	0428-83-2367
一般廃棄物の規制指導に関すること	奥多摩町環境整備課環境係	0428-83-2367